

日本医学写真学会雑誌投稿規定

本規定は学会規約第2章第5条により定める。

I. 総則

1. 日本医学写真学会雑誌は、医科学に関するあらゆる分野における写真、画像、映像などの技術および理論の学術的に価値のある未発表の原著論文、解説記事および学会として必要な記事等を掲載する。
2. 投稿資格論文の投稿者は本会会員に限る。共同著者は、非会員のものを含んでよいが、筆頭著者は会員でなければならない。なお、編集委員会において必要と認めるときは会員以外からの寄稿を受けることがある。
3. 著作権本誌に掲載された論文、総説、資料等についての著作権は日本医学写真学会に属する。

II. 原稿の種類

4. 投稿原稿

(1) 論文：論文は、原著、短報とする。

- ・原著：オリジナリティのある独創的な研究で、新見地が得られたもの。

理論的であり学術的価値の高いもの。

- ・短報：原著ほどではないが独創的な技術の開発、工夫、紹介等実務的な短い報告とする。

(2) 使用経験：新しいあるいはあまり使用されていない感光材料、機材等の使用経験など。

(3) 会員の広場：研究上の問題点、学会活動のあり方等に関する会員の意見発表。討論のための欄。

(4) その他：学会記事等、学会活動に必要なもの。

5. 依頼原稿

- ・国の内外における研究の動向、情報を会員に提供する技術レポート、総説、解説および資料の欄を設ける。これらは原則として編集委員会が企画、依頼をする。

- ・技術レポート：新しく開発された技術等の内容を簡潔にまとめたもので、その詳細は後日、論説として投稿することができる。
- ・総説：研究の進歩の状況、現状、将来への展望などをまとめたもの。
- ・解説：医学写真に関わる基本的または応用的主題を分かりやすく解説したもの（講座を含む）。
- ・資料：調査、統計、写真等資料的価値の高いもの。

III. 論文原稿の執筆、手続き等

6. 論文

論文は和文または英文とする。

7. 和文原稿

原稿の投稿の際には印字したものとテキスト形式に変換したデータを提出すること。ただし、読みやすい文字で書き、ページ番号をふること。また、別に定める原稿執筆規定に従って執筆すること。

8. 英文要旨

和文原稿については原則本文 300 語以内の英文抄録をつけること。

9. 英文原稿

原稿の投稿の際には印字したものとテキスト形式に変換したデータを提出すること。ただし、ページ番号をふること。また、別に定める原稿執筆規定に従って執筆すること。

10. 原稿の規定枚数

原稿の長さは原則として図表、写真を含めて刷り上がりで下記の頁以内とすること。

原著 8 頁、短報 4 頁、使用経験 2 頁、
会員の広場 1 頁、技術レポート 4 頁

総説、解説、資料はその都度指定する。また、本文の書式は 9 ポイントの文字（和文では明朝体、英文では Times）を使用した場合、

2段組で1段あたり1行の長さは7.3cm(和文文字数では22文字程度)、行間が15ポイントで41行というのが1頁の目安となる。

11. 原稿の送付

原文1部、コピー2部(写真はコピー不可)の計3部およびテキスト形式で保存されたデータに日本医学写真学会雑誌投稿用紙を付けて、編集委員会へ書留で送付する。事故に備えて、原稿は必ず控えをとっておくこと。投稿原稿は原則として返却しない。ただし、返却を希望する場合は刊行後1ヶ月以内に返送料を添えて申し込むこと。

12. 受付日

原稿の受付日、日本医学写真学会編集委員会が受け付けた年月日とする。

13. 受理日

原稿の受理日は、日本医学写真学会編集委員会の審査終了日とする。

IV. 審査

14. 原稿の採否

原稿の採否は編集委員会が決定する。

15. 内容の修正

学術編集委員は字句を削除修正し、また論文の内容、構成、長さ、文体および字句の修正を著者に要求をすることがある。また、採用が決定した原稿内容を著者が変更する場合は、編集委員会の承諾を得なければならない。

16. 原稿の区分変更

編集委員会は原稿の内容によっては、著者に対して原稿の区分の変更を求めることができる。

17. 遅延原稿の整理

著者に対し修正を求めた原稿が、返却日より2ヶ月以内に返送されない場合は取り下げとみなす。

V. 著者校正

18. 著者校正は1回(初校のみ)とする。校

正は印刷上の誤字の訂正のみとし、文章の訂正、変更、削除、挿入は認めない。校正原稿は、指定期間内に返送しなければならない。

VI. 投稿に関わる諸費用について

19. 投稿料

投稿に際しては投稿料を要しない。

20. 原稿料

(1) 投稿原稿

投稿原稿については原稿料を支払わない。

(2) 依頼原稿

依頼原稿の総説、解説、技術のレポート、資料については原稿料を別途に定める。

21. 特殊印刷費原稿の種類に関わらず、カラー印刷、アート紙使用、トレーシング等特別の経費が必要な場合は、実費を徴収する。

22. 別刷りを必要とする場合は、必要部数を投稿用紙に明記すること。なお、費用は著者負担とする。

制定：1965年9月20日

改訂：1998年12月10日

改訂：2010年6月26日

投稿原稿の送り先

〒243-0121

神奈川県厚木市七沢722-6

日本医学写真学会事務局

編集委員会 宛

TEL & FAX：046-247-1754

E-mail：jamp-admin@umin.ac.jp

なお、会誌編集に関する連絡ならびに問い合わせも上記宛へお願いします。